

○山口市空家等対策の推進に関する条例

平成28年3月17日

条例第25号

山口市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年山口市条例第15号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定め、もって市民の良好な生活環境の保全、安心・安全なまちづくりの推進及び地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、この条例に特段の定めがある場合を除くほか、法の例による。

（所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

（1） 空家等対策計画の作成に関すること。

（2） 空家等が特定空家等となることを防止するための市民等（本市に居住し、通勤し、通学し、又は滞在するものをいう。次条において同じ。）の意識の啓発、情報の提供その他必要な措置に関

すること。

(3) 特定空家等の改善又は解消を図るための必要な措置に関すること。

(4) 空家等の活用その他地域の振興に関すること。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、特定空家等となるおそれのある空家等があると認めるときは、市にその情報を提供するように努めるものとする。

(空家等対策協議会)

第6条 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うため、法第8条第1項の規定に基づき、山口市空家等対策協議会を設置する。

2 山口市空家等対策協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(緊急安全措置)

第7条 市長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、これにより道路、広場、その他の公共の場所又は市長が特に必要と認める場所において、人の生命若しくは身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害（以下この条において「危害等」という。）を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、所有者等の特定若しくは所有者等との折衝に時間を要する場合又は所有者等と連絡がとれない場合に限り、その危害等を予防し、又は危害等の拡大を防ぐため、必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講じることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置に係る

空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を当該空家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、緊急安全措置を講じた場合において、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等又はその連絡先を確知できないときは、当該緊急安全措置に係る空家等の所在地その他規則で定める事項を告示するものとする。

4 市長は、第1項の規定により緊急安全措置を講じたときは、それに要した費用を当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等に請求するものとする。

(関係機関との連携)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対して、法及びこの条例に基づいて講ずる措置に関し必要な情報の提供及び協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月18日条例第38号)

この条例は、公布の日又は空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。